府　令

○内閣府令第五号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日　　内閣総理大臣　菅　直人

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二号ロ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　包括利益

第三十四条の二十六第一項第三号ロ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　包括利益

別紙様式第五号目次及び同様式目次記載上の注意４中「中間連結損益計算書」を「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」に改め、同様式第２の２の表中「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第２の３を次のように改める。

３（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「⑴　中間連結損益計算書」及び「⑵　中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

⑴　中間連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
（うち貸出金利息）	（×××）	
（うち有価証券利息配当金）	（×××）	
役務取引等収益	×××	
特定取引収益	×××	
その他業務収益	×××	
その他経常収益	×××	
経常費用		×××
資金調達費用	×××	
（うち預金利息）	（×××）	
役務取引等費用	×××	
特定取引費用	×××	
その他業務費用	×××	
営業経費	×××	
その他経常費用	×××	
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		×××
特別損失		×××
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）		×××
少数株主利益（又は少数株主損失）		×××
中間純利益（又は中間純損失）		×××

（記載上の注意）

１　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。

２　上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

３　特定取引収益及び特定取引費用の金額は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の６の３その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。

４　法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

５　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

⑵　中間連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）		×××
その他の包括利益		×××
その他有価証券評価差額金	×××	
繰延ヘッジ損益	×××	
為替換算調整勘定	×××	
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	
中間包括利益		×××
親会社株主に係る中間包括利益	×××	
少数株主に係る中間包括利益	×××	